

防府市指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市指定給水装置工事事業者規程（平成23年防府市水道局規程第8号）第18条の規定に基づき、防府市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 防府市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の指定の取消しに関する事。
- (2) 指定工事業者の指定の停止に関する事。
- (3) その他、防府市上下水道事業管理者が必要と認める指定工事業者に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 上下水道局次長
- (2) 水道課長
- (3) 入札検査室長
- (4) 水道課 担当補佐、管理係長及び給水係長

2 委員長は、上下水道局次長をもって充て、副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席者がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の説明を求めることができる。
- 5 委員会は、文書の持回りにより会議に代えることができる。

(実態調査)

第6条 委員会が必要と判断したときは、委員長の指名する委員又は関係職員により、実態把握のための調査を実施することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、水道課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。